

第30回八幡市農業委員会議事録

令和8年1月9日（金） 午後2時00分

八幡市役所 5階 会議室5-2

八幡市農業委員会長 奥 村 芳 治

前書は令和8年1月9日開催の第30回八幡市農業委員会総会の
議事録に相違ないことを承認します。

署名委員 (奥村 芳治) _____

署名委員 (古里 治彦) _____

署名委員 (西村 忠雄) _____

案 件

議案第 87 号 農地法第 3 条許可申請審議の件

議案第 88 号 非農地証明願い承認の件

議案第 89 号 八幡農業振興地域整備計画の変更について

① 八幡市川口高原地区

② 八幡市岩田大将軍地区

出席農業委員

関東 豊則

西川 吉之

古里 治彦

北川 邦彦

西村 忠雄

符川 亮

金谷 泰宏

辻 典彦

奥村 芳治

前田 孝文

欠席 畑中 邦夫

西川 茂男

猪飼美和子

出席農地利用最適化推進委員

上野 信昭

伊澤 治彦

山田 晃嗣

金森 一幸

關西 保博

小里 隆信

佐野 富彦

欠席 堀口 雅智

事務局

近藤 茂雄

津田 誠樹

梶浦 靖人

議長 ただ今から、第30回八幡市農業委員会総会を開催いたします。
(奥村会長) 本日の農業委員の出席は、10名ですので、本総会は成立しております。
本日の会期は午後2時から午後5時までとします。
次に、議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、
本日の署名委員さんについては、議席番号4番 古里 治彦 委員と議席
番号7番 西村 忠雄 委員にお願いします。

議長	<p>それでは、議事に入らせていただきます。 まずははじめに、「議案第87号 農地法第3条許可申請審議の件」NO 1を議題といたします。 本件につきましては、○○委員に関係がありますので、○○委員の退室をお願いします。 (○○委員 退室)</p> <p>事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第87号 農地法第3条許可申請審議の件NO 1についてご説明申し上げます。 譲渡人、譲受人については議案書をご参照願います。 NO 1 申請物件所在 上奈良堂島 田、面積 1,434 m² (法説明) NO 1の譲受人につきましては、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えます。 また、今回の案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われますので、許可要件は満たしているものと考えます。</p>
議長	ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興部会長	去る1月6日に部会を開催し、議案第87号NO 1の件について協議した結果、部会としては異議はございません。
議長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議長	「異議ナシ」でございますので、「議案第87号 農地法第3条許可申請審議の件」NO 1につきましては、許可することといたします。 それでは○○委員の入室をお願いします。 (○○委員 入室) 続きまして、「議案第87号 農地法第3条許可申請審議の件」NO 2、NO 3を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。

事務局	<p>議案第 87 号農地法第 3 条許可申請審議の件NO 2、NO 3についてご説明申し上げます。</p> <p>譲渡人、譲受人については議案書をご参照願います。</p> <p>NO 2 申請物件所在 下奈良栄 地目 田、面積 723 m²</p> <p>NO 3 申請物件所在 八幡苗田 地目 田、面積 1,229 m²</p> <p>(法説明)</p> <p>NO 2、NO 3いずれの譲受人につきましては、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えます。</p> <p>また、今回の案件は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないと思われますので、許可要件は満たしているものと考えます。</p>
議長	ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興部会長	議案第 87 号NO 2、NO 3の件につきましても部会としては異議はございません。
議長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第 87 号 農地法第 3 条許可申請審議の件」NO 2、NO 3の件につきましては、許可することといたします。</p> <p>次に「議案第 88 号 非農地証明願い承認の件」を議題といたします。事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 88 号「非農地証明願い承認の件に」についてご説明申し上げます。</p> <p>願出人については議案書をご参照願います。</p> <p>願出物件、NO 1 所在 内里南ノ口 地目 田、面積 164 m²外 願出理由は昭和 59 年以前より宅地として利用しているためございます。</p> <p>NO 1 の案件につきましては、昭和 59 年以前より宅地として利用しているため、非農地証明願い承認の件につきましては問題がないものと考えております。</p>
議長	ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用部会長	1月 7 日に部会を開催し、審議した結果、異議はございません。
議長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。

委員一同	(異議ナシ)
議長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第 88 号 非農地証明願い承認の件」につきましては、許可することといたします。</p> <p>次に「議案第 89 号 八幡農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。</p> <p>議案第 89 号については農業振興課に朗読説明を求めます。</p>
山口室長	<p>本日は、産業振興ゾーンに設定されております、川口高原地区および岩田大将軍地区に係る八幡農業振興地域整備計画の変更に伴い、お時間をいただきありがとうございます。建設産業部産業振興室長の山口です。本日はよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の出席者を紹介いたします。理事の佐藤です。建設産業部長の田中です。まちづくり推進課長小川です。農業振興課長宮川です。農業振興課の川本です。</p> <p>さて、産業振興ゾーンの取組につきましては、これまで各地区の検討の進捗に応じ本会議にて情報提供をさせていただいておりましたが、川口高原地区、岩田大将軍地区の 2 地区について事業者および京都府との事前協議を調整しているところでございます。つきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づきまして、農業委員会の皆さんにご意見をいただき存じますので、よろしくお願ひ致します。それでは、八幡農業振興地域整備計画の変更について担当課から説明いたします。</p>
宮川課長	<p>農業振興課長の宮川でございます。どうぞよろしくお願ひ致します。私の方から八幡農業振興地域整備計画の変更についてご説明させていただきます。</p> <p>それでは、議案第 89 号に係る川口高原地区、岩田大将軍地区の 2 地区分の資料をご覧ください。</p> <p>今回の八幡農業振興地域整備計画の変更につきましては、産業振興ゾーンに設定されております川口高原地区、岩田大将軍地区の 2 地区において、開発の事業計画に賛同されました地権者より、対象地内である川口高原 42 番 1 ほか 165 筆、計 104,469.2 m²分の農用地利用計画変更希望申出書、いわゆる農振農用地からの除外申請が提出されたことによるものでございます。</p> <p>① 八幡市川口高原地区</p> <p>こちらは令和 4 年に一度ご意見を伺わせていただいた案件でございますが、諸事情によって手続きが中断されており、手続きの再開にあたりまして、年月が経過しておりますことから、再度ご意見を伺わせていただくものでございます。前回と大きな変更はございませんが改めて概要を説明させていただきます。</p> <p>当該案件は計 118 筆 面積にしまして 71,177 m²が農振除外の対象となっており、事業予定地は名神高速道路や第二京阪道路、京滋バイパス等で構成される都市間高速道路に容易にアクセス可能な好立地に位</p>

	<p>置し、大型かつ企業が複数入居するマルチテナント型物流施設の引き合いが非常に高く、中小企業からの需要もあり、早期の施設稼働を切望されている情勢を踏まえ、広域性と交通利便性を活かした、物流施設の建設を計画されているものでございます。</p> <p>農振除外の要件を規定しております、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の適合状況を確認させていただきましたところ、当該事業地予定は地域計画の対象地域から外れており、また、営農希望者に対しては代替地取得に向けて調整されており、また、水路への影響につきましても、開発行為による公共施設管理者等との協議により工事中の防災対策、および工事完了後は適切な区域内の排水計画により、土地改良施設の機能に支障を及ぼさない計画となっております。</p>
	<p>② 八幡市岩田大将軍地区</p> <p>当該案件は計48筆 面積にして計 33,097.7 m²が農振除外対象となっており、事業予定地は第二京阪道路、京滋バイパス、新名神高速道路に容易にアクセス可能な好立地に位置し、物流が直面している担い手不足や時間外労働の上限規制等の諸課題を解決に向け、高速道路網を最大限活用できる当該地区に物流施設の建設を計画されているものでございます。</p> <p>農振除外の要件を規定しております、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の適合状況を確認させていただきましたところ、当該事業予定地は地域計画の対象地域から外れており、また、営農希望者に対しては代替地を斡旋しております。また、水路への影響につきましても、既存の水路が有する機能に支障が及ぼさないように対応することとしており、工事完了後も適切な区域内の排水計画により、農用地等の保全または利用上必要な施設の機能に支障を及ぼさない計画となっております。</p> <p>以上の内容によりまして、八幡農業振興地域整備計画に定めております農用地区域の面積を2地区合わせて、約 10.5ha 除外するものでございます。</p> <p>今後、農振除外の手続きといたしましては、農業委員会、綴喜西部土地改良区、京都やましろ農業協同組合からいただきましたご意見も踏まえ、京都府と本格的な協議を進めることとなります。周辺農地への影響も考えながら丁寧に調整を進めてまいりますので、引き続きよろしくお願い致します。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	ただ今の案件の内、八幡市川口高原地区について、委員さんの「ご意見」はございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議長	「異議ナシ」でございますので、「議案第89号 八幡農業振興地域整備計画の変更案について」の内、八幡市川口高原地区につきましては、承認することいたします。次に八幡市岩田大将軍地区につきまして

	<p>は、〇〇委員に関係がありますので、〇〇委員の退室をお願いします。 (〇〇委員 退室)</p> <p>ただ今の案件の内、八幡市岩田大将軍地区について、委員さんの「ご意見」はございますか。</p>
委員一同	(異議ナシ)
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第 89 号 八幡農業振興地域整備計画の変更案」の内、八幡市岩田大将軍地区につきましても承認することといたします。それでは〇〇委員の入室をお願いします。 (〇〇委員 入室)</p> <p>以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。 これをもちまして、第 30 回八幡市農業委員会総会を終了します。</p>